

回答番号	分類	項目	質問事項	回答
Q1	募集要項	3(2)	出張型の会場について、通年で予約不可な施設の実施を想定している。応募時点では実施予定日すべての会場が確保できていないが、その場合でも応募可能でしょうか。	通年で会場予約を行うことが望ましいですが、会場の予約開始時期の都合により難しい場合は、予約が可能となった時点からの期間について予約を行う形でも差し支えありません。 また、予約状況により実施時間や曜日等が通年で固定できない場合であっても、事前に参加者へ十分に説明し、変更後の日程をあらかじめ提示できていれば実施可能とします。 なお、応募時点で会場の確保が完了していない場合には、受託後に会場を確保できなかった場合の対応方針（例：代替会場の確保、日程変更等）について、様式第6号事業所計画書⑥に記載してください。
Q2	仕様書(通所型・出張型)	6(1)	「内容の説明および同意」について、説明書および同意書の作成は必要でしょうか。また、こちらの書式は仙台市様側でご用意いただける認識でよろしいでしょうか。受託者側で準備する場合、指定様式の有無についてもご教示ください。併せて、「あらかじめ」とはどの時点を想定されているか、説明方法は対面での説明を想定されているのか等についてもご教示ください。	仕様書6「内容の説明および同意」については、仙台市で指定する説明書および同意書を使用するため、受託者（事業所）において新たに作成する必要はありません。また、指定様式を用いるため、受託者独自の様式を作成いただく必要もありません。なお、SARC-Fで基準に該当した場合には、初回の教室開催日に対面で説明を行い、その場で同意をいただくことも可能ですが、事前に説明や見学等を行っている場合など、事前に同意が取得できる場合にはあらかじめ同意を得ておくことを推奨します。
Q3	仕様書(通所型・出張型)	8	「人員基準」について 教室指導員の資格として、管理栄養士または栄養士は該当しますでしょうか。	教室指導員の資格については、本事業で求めている業務内容が「高齢者の介護予防に資する体制の指導等」であり、卒業後も自宅等で継続できるセルフケア（運動・栄養・口腔等）について助言・指導を行うことを想定しています。 そのため、管理栄養士または栄養士の資格のみをもって一律に不可とするものではありませんが、栄養指導に加え、フレイル予防の観点から、身体活動や筋力体操等、日常生活の中で実践可能なセルフケアについて説明・助言ができることが必要です。 具体的には、管理栄養士または栄養士が、高齢者のフレイル予防に関する知識・経験を有し、運動を含むセルフケアについて適切に助言できる場合や、運動に関する助言等を補完できる職種と連携した体制が確保されている場合などを想定しています。 個別に判断することになりますので、具体的な内容を把握するため様式10号の備考欄に記載をお願いします。
Q4	仕様書(通所型・出張型)	8	「人員基準」について、各回ごとに教室指導員を変更することは可能でしょうか。	様式第9号「プログラム実施体制」に記載しているものであれば、教室指導員を毎回変更することは可能です。ただし、配置人員のうち1名を事業担当者として一元的な管理ができるようにするとともに、利用者に不利益のないよう、確実に情報共有等の引継ぎを行ってください。
Q5	仕様書(通所型・出張型)	10	仕様書10「実績報告」について、実績報告は各回ごとの提出は不要で、まとめた提出という認識でよろしいでしょうか。	実績報告については、各回ごとの提出は不要ですが、仕様書10「実績報告」に記載のとおり、各期ごとまとめて提出してください。 各期および提出期限は以下のとおりです。 ・第1期（7月～9月実施分）：当該年度10月15日まで ・第2期（10月～12月実施分）：当該年度1月15日まで ・第3期（1月～3月実施分）：翌年度4月15日まで
Q6	募集要項	3(3)イ	出張型の実施場所について、宮城野（田子・福田町周辺）・宮城野区（高砂地区）・太白区（愛宕橋地区）・泉区（向原周辺）各地区の開催場所が確定していればお教えください。また、施設利用料が確定しているのであれば、合わせてお教えください。	現時点ではまだ予定であるため、開催場所や費用については電話でお答えいたしますので必要に応じてご連絡ください。
Q7	募集要項	4(3)	通所型の事業に関して、「応募事業者が所有している建物」、「事業を実施する建物に係る所有権、賃借権その他の使用権原（予約によるものを含む。）を有している」と記載がございますが、事業者自身が指定管理者として管理している施設であれば、事業への参画は問題ございませんでしょうか。	通所型事業における実施場所については、「応募事業者が所有している建物」または「事業を実施する建物に係る所有権、賃借権その他の使用権原（予約によるものを含む。）を有していること」を要件としています。 このため、応募事業者が指定管理者として管理している施設についても、当該事業を実施する権限（使用権原）を有していることが確認できる場合には、事業への参画は可能です。 なお、その場合は、指定管理者として当該施設を使用できることや、施設設置者（市等）からの承認が不要又は承認を得ていること等が分かる書類や説明を、応募時に示していただくことが望ましいものとします。
Q8	募集要項	10(2)	委託事業者となった際に「個人情報管理について必要な研修を受講」と記載がございますが、これらは仙台市様でおこなわれる研修へ事業者として参加することが必須であるという認識でよろしいでしょうか。また、開催時期や参加する人数や求める条件（例、事業責任者が必須、指導員も参加など）があればお教えください。	委託予定事業者となった場合に受講が必要となる研修は、仙台市が実施する「仙台市個人情報セキュリティ研修」を指します。 当該研修については、事業責任者の受講が必須となります。現時点では、指導員等の参加は必須としておりません。 なお、開催時期など受講に関する詳細については、委託予定事業者となった段階で、仙台市から必要な案内を行います。 (参考：仙台市ホームページ https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/kenshu.html)
Q9	仕様書(通所型・出張型)	6(1)	内容の説明および同意について、「本事業の提供の開始に際し…(中略)重要事項について説明を行い、本事業の提供の開始について同意を得なければならない。」と記載がございますが、初回の開催日に設けるような想定でよろしいでしょうか。それとも全12回とは別に0回目として開催すべきでしょうか。可能であれば事例も含めてご教示ください。	Q2に同じ。
Q10	仕様書(通所型・出張型)	6(4)①	運動プログラムの実施について、「教室終了後に自宅までできる取組」や「事業終了後に日常生活の中で継続した取り組み」という記載がございますが、これらは事業者の作成した配布資料や事業者が指定管理している施設への利用や近隣センター等への誘致活動、事業者が本事業とは別に取り組んでいるサービスの案内などを実施しても差し支えないという認識でよろしいでしょうか。	「教室終了後に自宅までできる取組」や「事業終了後に日常生活の中で継続した取り組み」については、教室参加後も、できる限り介護保険サービスに依存せず、運動を含むセルフケアの習慣化や地域活動等につながっていただくことを目的としています。 この目的に沿うものであれば、 ・事業者の作成した配布資料 ・事業者が指定管理している施設の利用案内 ・近隣の市民センター等の地域活動への誘致 ・事業者が実施している介護保険外の有料サービスの案内等を行うことは差し支えありません。 一方で、本事業の趣旨は、参加者が自立して日常生活の中で取り組みを継続できるよう支援することにあるため、介護保険サービスへの利用につながることを主目的とした案内は控えるようにしてください（ただし利用者の状態像から明らかに介護保険サービスの利用が望ましいと判断できる場合は除く）。 なお、卒業後の継続的な取り組みや地域資源の紹介にあたっては、参加者の居住地域を担当する地域包括支援センターとも必要に応じて連携し、情報提供を行ってください。

回答番号	分類	項目	質問事項	回答
Q11	仕様書(通所型・出張型)	6(4)③④	事業内容について、「口腔プログラム」や「栄養プログラム」については、有資格者の実施が望ましく、その実施の際には別に委託料の試算提出が可能と認識しているが、仮に有資格者で実施ができなかった場合は、委託料の試算には該当しないものの、近しい資格や知識を有している者が実施するなど、貴市としては全く開催しないことは望んでいないという認識でよろしいでしょうか。	「口腔プログラム」および「栄養プログラム」については、歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士等の有資格者による実施が望ましく、当該有資格者による指導を行う場合には、仕様書に基づき委託料の試算・提出が可能です。 一方で、有資格者による実施ができない場合には、当該プログラムに係る委託料の支払いは行えませんが、「仕様書6(4)②フレイル予防に関する普及啓発」の観点から、事業内容として口腔や栄養を含むフレイル予防に関する知識の普及啓発自体は行っていただきたいと考えています。
Q12	仕様書(通所型・出張型)	11(8)	緊急時等の対応について、「速やかにかかりつか医」への連絡を事業者を求める記載と認識していますが、事前に参加者からそういった情報を収集するという認識でよろしいでしょうか。	参加申込時に記載いただく、仙台市指定の様式において、主治医の連絡先を確認することとしております。
Q13	仕様書(通所型・出張型)	11(8)	緊急時等の対応について、「契約先の病院等への連絡」と記載があるが、事業者が事前に契約医療機関を用意しておく必要があるという認識でよろしいでしょうか。もしくは「契約先」までいかなくとも「必要な措置を講じる」体制や近隣医療機関などと事前に協議しておくことで貴市の要求には応えられているという認識でよろしいでしょうか。	「契約先の病院等への連絡」との記載については、必ずしも事業者があらかじめ医療機関と契約を締結しておくことを求めるものではありません。 「契約先」まで至らなくとも、 ・緊急時や体調急変時に適切な医療機関へ速やかに連絡できる体制を整えていること ・近隣の医療機関や救急医療体制について事前に把握・確認していること などにより、「必要な措置を講じる体制」が確保されていれば、本市として求める要件は満たしているものと考えています。
Q14	仕様書(通所型・出張型)	8(2)	人員基準の欠員対応について、「原則として、欠員人員と同資格・職種の代理を配置すること」とありますが、例えば、作業療法士で届け出をしている場合に、理学療法士が代理として従事することは可能でしょうか。また、可能な場合には、事前届出や当日の報告等、必要な手続きがあればあわせてご教示ください。	欠員時の対応については、原則として欠員となった人員と同資格・同職種の代理を配置することとしていますが、様式第9号「プログラム実施体制」に記載のある教室指導員であれば、資格・職種が異なる場合であっても従事することは可能です。 一方で、様式第9号に記載のない職員が代理として従事する場合には、事前にご連絡ください。 体調不良や事故等による当日の変更など、やむを得ず事前の連絡が難しい場合であっても、可能な限り速やかにご連絡の上、様式第9号および様式第10号を再提出していただくようお願いいたします。
Q15	仕様書(出張型)	11(6)	当社は法人を設立主体とし、その法人が運営する事業所において事業を実施しております。この場合、提出書類として求められている「法人の経営状況等に関する書類」は、事業所単位での経営状況に関する資料でも差し支えないでしょうか。	提出を求めている「法人の経営状況等に関する書類」については、法人全体の経営状況が確認できる資料の提出を想定しています。 そのため、事業所単位での経営状況に関する資料のみでは要件を満たしません。
Q16	仕様書(出張型)	11(6)	安全管理マニュアルについて伺います。 出張型で応募する場合の安全管理マニュアルは、実際に使用する会場や施設の状態を踏まえて作成する認識でよろしいでしょうか。また、募集要項に記載のある高砂地区など、仙台市において実施場所を想定している地区で応募を検討する場合、事前に施設名や会場の概要等をご教示いただくことは可能でしょうか。可能であれば、マニュアル作成や事業所計画書作成の参考にいたたく存じます。	安全管理マニュアルについては、法人において既に作成・運用しているものがあれば、当該マニュアルを提出いただく形で差し支えありません。 出張型で応募される場合であっても、必ずしも実施会場ごとに新たに作成することは求めず、法人としての安全管理体制や対応方針が確認できる内容であれば問題ありません。(会場や施設状況を踏まえた安全管理マニュアルの作成を否定するものではありません) また、募集要項に記載のある高砂地区等、仙台市において実施場所を想定している地区については、現時点ではまだ予定であるため、開催場所や費用については電話でお答えいたしますので必要に応じてご連絡ください。